

令和6年度公益財団法人盛岡国際交流協会 国際交流事業補助金（姉妹都市・友好都市交流事業）  
実施要項

## 1 事業の目的

盛岡市内の市民及び民間団体が行う国際交流、国際交流協力活動、姉妹都市・友好都市との交流を支援するため、公益財団法人盛岡国際交流協会補助金交付要綱に基づき、対象経費に対して補助金を交付することで、盛岡市の国際化の推進に資することを目的とします。

## 2 事業の内容

当事業に係る補助内容については、「公益財団法人盛岡国際交流協会補助金交付要綱」に基づくものとし、令和6年7月1日から令和7年2月28日までに実施する事業を対象とします。

## 3 募集期間

令和6年6月3日（月）～令和6年6月24日（月）

## 4 申請方法

上記の募集期間中に事務局あて次の申請書類を提出

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（任意様式）
- (3) 収支予算書（様式第2号）
- (4) 団体概要調書（様式第3号）

## 5 交付の決定

補助金の交付については、募集期間終了後、事務局内の審査を経て決定します。

なお、補助金交付決定前に事業に着手することは可能ですが、審査の結果、補助の対象とならなかった場合、該当団体への支出はできないことはもとより、採択となった場合でも、補助対象経費に当たらないものについては支出できませんので、十分に御留意願います。

補助金額は、予算の範囲内において1事業につき上限20万円とします。

## 6 その他

交付決定事業に限り、「盛岡市・花蓮市友好都市提携5周年記念事業」の冠称の使用を許可します。